

津市産業・スポーツセンター建築工事

N-110097

建設設計

竣工図

図 面 リ ス ト											
津市産業・スポーツセンター建築工事											
意 匠						構 造					
番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	特記仕様書(1)	67	矩計図(5)サブアリーナ	133	ランドスケープ計画図(3) 屋上広場詳細図	1	特記仕様書 建築工事編(構造)(1)	67	鉄骨基準図(2)		
2	特記仕様書(2)	68	矩計図(6) 武道館	134	整地計画平面図・構造図	2	特記仕様書 建築工事編(構造)(2)	68	鉄骨小梁断面表・継手表<共通>(1)		
3	特記仕様書(3)	69	矩計図(7) 武道館	135	舗装計画平面図	3	特記仕様書 建築工事編(構造)(3)	69	継手表<共通>(2)		
4	特記仕様書(4)	70	矩計図(8) プール	136	断面図(1)	4	特記仕様書 建築工事編(構造)(4)	70	メインアリーナ 鉄骨詳細図(1)		
5	特記仕様書(5)	71	矩計図(9) プール	137	断面図(2)	5	土質柱状図(1)	71	メインアリーナ 鉄骨詳細図(2)		
6	特記仕様書(6)	72	矩計図(10) アスリートモール	138	雨水排水計画平面図	6	土質柱状図(2)	72	サブアリーナ 屋根鉄骨詳細図(1)		
7	特記仕様書(7)	73	矩計図(11) アスリートモール	139	付替水路計画平面図・縦断面(1)	7	標準配筋要領図(1)	73	サブアリーナ 屋根鉄骨詳細図(2)		
8	特記仕様書(8)	74	矩計図(12) アスリートモール	140	付替水路計画平面図・縦断面(2)	8	標準配筋要領図(2)	74	武道館、プール・フィットネス棟 鉄骨詳細図		
9	特記仕様書(9)	75	断面詳細図 中間部屋根・庇	141	通路施設構造図	9	標準配筋要領図(3)	75	建物廻り庇詳細図(1)		
10	特記仕様書(10)	76	矩計詳細図(1)	142	雨水排水施設構造図(1)	10	標準配筋要領図(4)	76	建物廻り庇詳細図(2)		
11	特記仕様書(11)	77	矩計詳細図(2)	143	雨水排水施設構造図(2)	11	標準配筋要領図(5)	77	建物廻り庇詳細図(3)		
12	特記仕様書(12)	78	矩計詳細図(3) 光ダクト廻り詳細図	144	雨水排水施設構造図(3)	12	標準配筋要領図(6)	78	建物廻り庇詳細図(4)		
13	特記仕様書(13)	79	階段詳細図(1)	145	雨水排水施設構造図(4)	13	標準配筋要領図(7)	79	設備屋外機置場 杭・基礎伏図、基礎スラブ伏図		
14	特記仕様書(14)	80	階段詳細図(2)	146	雨水排水施設構造図(5)	14	標準配筋要領図(8)	80	設備屋外機置場 1階床梁伏図、1FL+675面・3550面 鉄骨伏図		
15	特記仕様書(15)	81	各室詳細図(1) メインアリーナ1階平面詳細図(1)	147	ボックスカルバート割付図(1)	15	ひび割れ対策要領図	81	設備屋外機置場 杭・基礎断面表、基礎梁断面表		
16	特記仕様書(16)	82	各室詳細図(2) メインアリーナ1階平面詳細図(2)	148	ボックスカルバート割付図(2)	16	溶接開先基準図(1)	82	メッセウイング 1階床梁伏図・軸組図(既存図)		
17	特記仕様書 改修工事編(1)	83	各室詳細図(3) メインアリーナ2階平面詳細図(1)	149	ボックスカルバート割付図(3)	17	溶接開先基準図(2)	83	メッセウイング 1階床梁伏図・軸組図(補強図)		
18	特記仕様書 改修工事編(2)	84	各室詳細図(4) メインアリーナ2階平面詳細図(2)	150	メッセウイング改修平面図	18	溶接開先基準図(3)	84	メッセウイング 柱断面表・床スラブ、壁配筋表(既存図)		
19	特記仕様書 改修工事編(3)	85	各室詳細図(5) サブアリーナ1階平面詳細図	151	メッセウイング改修平面詳細図	19	メインアリーナ 杭・基礎伏図、基礎スラブ伏図	85	メッセウイング 耐震補強要領・補強詳細図		
20	特記仕様書 改修工事編(4)	86	各室詳細図(6) サブアリーナ2階平面詳細図	152	メッセウイング改修天井伏図	20	メインアリーナ 1,2階床梁伏図	86	メインアリーナ追加軸組図(1)		
21	特記仕様書 改修工事編(5)	87	各室詳細図(7) 武道館1階平面詳細図	153	メッセウイング改修断面図	21	メインアリーナ 1,2階床梁伏図	87	メインアリーナ追加軸組図(2)		
22	特記仕様書 改修工事編(6)	88	各室詳細図(8) 武道館2階平面詳細図	154	メッセウイング改修展開図	22	メインアリーナ 軸組図(1)	88	サブアリーナ追加軸組図		
23	特記仕様書 解体工事編	89	各室詳細図(9) プール・フィットネス棟1階平面詳細図	155	メッセウイング改修立面図	23	メインアリーナ 軸組図(2)	89	プール・フィットネス棟・武道館追加軸組図		
24	工事区分表	90	各室詳細図(10) プール・フィットネス棟2階平面詳細図			24	メインアリーナ 杭・基礎断面表、基礎梁断面表				
25	外構工事区分表	91	各室詳細図(11) アスリートモール1階平面詳細図			25	メインアリーナ 柱位置図、柱断面表				
26	建築工事概要書(1)	92	各室詳細図(12) アスリートモール2階平面詳細図			26	メインアリーナ 大梁断面表				
27	建築工事概要書(2)・付近見取図	93	建物前面庇平面詳細図			27	メインアリーナ トラス梁断面表				
28	配置図	94	建物前面庇断面詳細図			28	メインアリーナ 小梁断面表、鉄骨部材断面表				
29	建築面積求積図	95	展開図(1) メインアリーナ(1)			29	PC版配置図・PC工事特記仕様書				
30	床面積求積図	96	展開図(2) メインアリーナ(2)			30	PC版配筋配線図				
31	共通事項・仕上特記仕様書・外部仕上表	97	展開図(3) メインアリーナ(3)			31	P G 1 配筋配線図・各部詳細図				
32	内部仕上表(1)	98	展開図(4) サブアリーナ(1)			32	サブアリーナ 杭伏図、基礎・基礎スラブ伏図				
33	内部仕上表(2)	99	展開図(5) サブアリーナ(2)			33	サブアリーナ 1,2階床梁図				
34	1階平面図	100	展開図(6) 武道館(武道場・弓道場)			34	サブアリーナ 2FL+4000レベル床梁伏図、屋根鉄骨梁伏図				
35	2階平面図	101	展開図(7) 武道館(武道場・弓道場)			35	サブアリーナ 軸組図(1)				
36	2階上部平面図	102	展開図(8) プール・フィットネス			36	サブアリーナ 軸組図(2)				
37	屋根伏図	103	展開図(9) アスリートモール(1)			37	サブアリーナ 杭・基礎断面表、基礎梁断面表				
38	地下ビット平面図	104	展開図(10) アスリートモール(2)			38	サブアリーナ 柱位置図、柱断面表				
39	立面図(1)	105	展開図(11) 水廻りその他展開図(1)			39	サブアリーナ 大梁・小梁断面表、鉄骨部材断面表				
40	立面図(2)	106	展開図(12) 水廻りその他展開図(2)			40	武道館 杭伏図、基礎・基礎スラブ伏図				
41	立面図(3)	107	展開図(13) 水廻りその他展開図(3)			41	武道館 1,2階床梁伏図				
42	立面図(4)	108	1階防水・断熱・特殊床範囲図			42	武道館 2FL+2615レベル・2FL4550レベル伏図				
43	断面図(1)	109	2階防水・断熱・特殊床範囲図			43	武道館 屋根伏図				
44	断面図(2)	110	エレベーター詳細図			44	武道館 軸組図				
45	断面図(3)	111	光ダクト詳細図			45	武道館 杭・基礎断面表、基礎梁断面表				
46	地下ビット断面図	112	プール詳細図(1)			46	武道館 柱位置図、柱断面表(1)				
47	天井伏図(1)	113	プール詳細図(2)			47	武道館 柱断面表(2)				
48	天井伏図(2)	114	プール詳細図(3)			48	武道館 大梁・小梁断面表、鉄骨部材断面表				
49	天井伏図(3)	115	プール詳細図(4)			49	武道館 トラス梁断面表面図、トラス鉄骨詳細図				
50	天井伏図(4)	116	メインアリーナ移動観覧席詳細図			50	プール・フィットネス棟 杭伏図				
51	天井伏図(5)	117	メインアリーナコートライン・床金物配置図			51	プール・フィットネス棟 下部基礎・ビット伏図、基礎スラブ床梁伏図				
52	天井伏図(6)	118	サブアリーナコートライン・床金物配置図			52	プール・フィットネス棟 上部基礎・ビット伏図、基礎スラブ床梁伏図				
53	建具共通事項	119	防球ネット配置図			53	プール・フィットネス棟 1階床梁図				
54	1階建具符号図	120	EXP. J計画図			54	プール・フィットネス棟 2階床梁図				
55	2階建具符号図	121	メインアリーナ吊物詳細図			55	プール・フィットネス棟 2FL+2265レベル伏図				
56	2階上部・屋根建具符号図	122	設備屋外機置場詳細図			56	プール・フィットネス棟 屋根鉄骨梁伏図				
57	建具表(1)	123	サイン配置図(1)			57	プール・フィットネス棟 軸組図(1)				
58	建具表(2)	124	サイン配置図(2)			58	プール・フィットネス棟 軸組図(2)				
59	建具表(3)	125	サイン詳細図(1)			59	プール・フィットネス棟 杭・基礎断面表、基礎梁断面表				
60	建具表(4)	126	サイン詳細図(2)			60	プール・フィットネス棟 柱位置図				
61	建具表(5)	127	サイン詳細図(3)			61	プール・フィットネス棟 柱断面表				
62	建具表(6)	128	サイン詳細図(4)			62	プール・フィットネス棟 大梁断面表				
63	矩計図(1)メインアリーナ	129	1階防災図			63	プール・フィットネス棟 小梁断面表、鉄骨部材断面表				
64	矩計図(2)メインアリーナ	130	2階防災図			64	床スラブ・壁配筋表<共通>				
65	矩計図(3)メインアリーナ	131	ランドスケープ計画図(1) 中庭(2)詳細図			65	各部配筋要領図				
66	矩計図(4)サブアリーナ	132	ランドスケープ計画図(2) 中庭(3)詳細図			66	鉄骨基準図(1)				

特記仕様書の適用		追補		1.1.5 付加 設計図書類の取扱い	a.設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 b.請負者は、設計図書に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮のうえ、責任を持って生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なすべてのものを供給する。 c.設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。 なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先とする。 d.別に定めのない限り、関連工事の請負者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、当該関連工事の請負者と協議する。 1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理 2)足場・運搬設備・揚重設備、工事用電力・工事用給排水等の利用 3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け 4)関連工事用の機器、材料の取込みに必要な搬入口・通路等の設置・確保 b.施工図・施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い・納まり等について十分調整する。	(b),(c)置換	8)そのほか、工事の遂行に係る重要事項(受電、実験、計量の開始時期、主要な材料の見本決定等) b.実施工程表に変更が必要が生じた場合は、関連工事の工程と調整のうえ、速やかに修正実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は、修正実施工程表に重大な問題があると認められる場合は、請負者等にその旨を報告・通知する。	1.3.5 〔付加〕 施工条件	a.施工時間等は、次による。 1)設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下、近隣協定という)に、作業内容、作業日・時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。 2)休日・祝日又は夜間に施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって監理者に通知する。 b.前 a 号及び共仕 1[3.5] 以外の施工条件は、次による。 ※敷地内の既設「メッセウイングみえ」を使用しながら工事を行うため、利用者の安全に十分配慮した施工計画を行うこと。 ※「メッセウイングみえ」の使用に支障となる工事は、作業行程・作業方法を事前に施設管理者に説明・了解の上行うこと。 ※工事着手に先立ち地域住民に説明会を開催し、工事施工に十分に理解を得ること。 ※工事期間中に敷地に接する市道の拡張整備工事を別途行うため、調整を行うこと。 ※敷地東側道路はH26年度、北側及び西側道路はH27年度に工事を予定。 ※その他本工事に関連する別途工事との調整を十分に行うこと。	
				1.1.6 付加 別契約の関連工事	a.別に定めのない限り、関連工事の請負者に対し、次のものについて便宜を供与する。これらに要する費用の負担は、当該関連工事の請負者と協議する。 1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理 2)足場・運搬設備・揚重設備、工事用電力・工事用給排水等の利用 3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルト・インサート等の取付け 4)関連工事用の機器、材料の取込みに必要な搬入口・通路等の設置・確保 b.施工図・施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い・納まり等について十分調整する。				1.3.6 施工条件	※工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現地着手までに監督員の承諾を得ること。 ※「メッセウイングみえ」の施設調査は、事前に施設管理者及び監督員の承諾を得るものとし、休日等の行事に影響を与えない範囲とする。 ※工事車両の出入りについては近隣学校の登下校の安全確保に十分配慮すること。 ※工事中の安全計画・消防計画等は、監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いようにするよう努めること。 ※特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は監督員の承諾を得てから行うこと。 ※工事期間中、現場内入場者、近隣関係者への危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落さざたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと ※工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと ※工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに監理者に報告書提出すること。
1章 一般共通事項									1.3.7 付加 工事業者の選定	a.機器・材料の選定にあたっては、設計図書の性能・仕様と適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。
1節 一般事項									1.3.9 発生材の処理等〔付加〕	a.引渡を要するもの ※なし ・あり() b.特別管理産業廃棄物 ※なし ・あり() c.汚染土壌 のなし ・あり() ・請負者が土壌調査を行う() 「あり」の場合の場所、数量 ※設計図による ・ 「あり」場合の処理方法 ※設計図による ・ 「請負者が土壌調査を行う」の場合の対象範囲、調査方法等の詳細は、設計図による。 d.再利用を図る発生材 ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による特定建設資材廃棄物 ・ e.再資源化を図る発生材 ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による特定建設資材廃棄物
1.1.1 置換 適用範囲									1.3.11 付加 災害時の安全確保	a.災害、公害又は事故のおそれがある場合は、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯を監理者に報告する。
1.1.2 付加 用語の定義									1.3.13 付加 養生	a.既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。 b.工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、監理者に報告し、補修方法・時期について監理者の承認を受けたうえで、原状に準じて補修・復旧する。
									1.3.14 付加 後片付け	a.工事の完成に際しては、検査までに、次の損傷復旧等を行う。 1)施工に伴い損傷を生じた既存の施設、工作物・樹木等は、原状に復旧する。 2)工事目的物の施設又は設備の一部を工事に使用した場合は、設計図書の定める条件のとおりに復旧する。
									1.3.16 追補	a.監理者の指示は、監理者の押印のある書面でこれを受け、控えに請負者等が押印のうえ監理者に提出する。監理者の指示が口頭による場合は、その内容を記録して監理者に提出し、控えに監理者の押印を受ける。 b.監理者の承認を受ける必要のある書類・図面・見本等は、その旨を表示して監理者に提出し受領印を受ける。受領印を受けたのち、1週間以内に訂正又は保留に関する監理者の指示がない場合は、提出された書類・図面・見本等は監理者の承認を受けたものとする。 c.監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、控えに監理者の押印を受ける。
									1.3.17 追補 会議等	a.監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。出席者については、監理者と協議のうえ選任する。また、会議場所・会議用機材・会議用資料を提供するなど、その開催に協力する。 b.監理者の指示により、鉄骨・屋根・外装カーテンウォールその他特殊な技術と必要とする工事についての技術検討を行うため、各種の専門部会を設け、施工図等や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には、必要に応じて、請負者の本社等の技術部門に属する専門家や専門工事業者の技術者を加える。 c.前 a・b 号の会議又は打合せを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監理者に提出する。 d.定例会議等において、予定されている作業内容・スケジュール及び予測される事故とその予防策等について、発注者等の確認を受け、その内容を工事関係者に周知徹底する。
									1.3.18 追補 識別	a.機器・材料・製品等の誤用・混用を防止するための識別管理を行う。また、検査・試験の実施状況、不適合製品についても識別管理する。 b.識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。
									1.3.19 追補 トレーサビリティ	a.工事目的物に組み込まれた機器・材料・施工等について、その履歴、使用又は所在をたどるためにトレーサビリティ管理を行い、その記録を監理者に提出する。 b.トレーサビリティ管理は、設計図書に定めのあるもののほか、次の条件に同時に該当する機器・材料・施工等について行う。その対象と管理方法については、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。 1)識別記録がなければ履歴や使用部位がたどれないもの 2)不具合が発生した場合、工事目的物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼすおそれのあるもので、手直し・取替えが困難なもの
着工										
竣工										
監理										
施工										

N110029121001TSJUA=I01

日建設計

津市産業。
スポーツセンター建築工事

意 (通し番号) - 001

特記仕様書(1) NO. N - 110097 -

1,7,9 完成引渡後の 検査・調査	追補	a.部分引渡を行う場合は、完成時に適用される諸規定を準用する。その手順の詳細については、監理者と協議のうえ決定する。	3章 土工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)				9,1,5 追補 防水の水張り試験・ 散水試験	a.水張り試験 ※行う ・行わない 1)水張り試験の範囲 (屋根(F)、矢道、屋根(I)～(I0)) 2)水張り試験の時間 (※24時間 ・48時間) 3)水張り試験における水深は、設計荷重を越えない範囲で設定する。 b.設備水槽・グリーストラップ・地流し・排水溝・池等の水張り試験は、全数行う。具体的な試験方法等については、試験計画書を作成し、監理者の承認を受ける。 c.散水試験 ※行う ・行わない 1)散水試験は、次の内容を実施し、防水端部及び建具・トップライト取合い部、異種工事取合い部分等の止水性能を確認する。 2)試験対象部位 (屋根(A)、屋根(M)：光ダクト受光部、屋根(P)) 3)試験実施数 (3ヶ所) 4)試験の程度 防水の対象部位に散水を行い、漏水がないことを確認する。 散水は、次を標準として1箇所あたり10分間程度とする。 ※散水ノズル圧力4MPa(噴角10度)にて、試験部位から約120cmとなる位置より散水 ・ 5)その他 試験に先立ち、試験計画書を提出する。試験内容の詳細については、事前に監理者と協議する。 試験により不具合が発生した場合は、必要な処置を行った後の確認のため、再度散水試験を行う。	9,2,5 [(f)置換] 保護層等の施工	a.伸縮調整目地 1)屋上防水保護層には、縦横間隔3m程度に平場・立上り部ともに幅25mmの伸縮調整目地を設ける。また機械基礎等に当たる場合はその周囲に設ける。 2)立上り部周辺の伸縮調整目地幅は30mmとし、立上り部表面仕上げから300mm内外の位置に設ける。 3)伸縮調整目地の深さは、アスファルト防水層まで達するものとする。 b.機械基礎周り 1)やむを得ず機械基礎をアスファルト防水層の上に設置する場合は、防水層に加わる圧縮力が20kN/㎡を超えないように設ける。また基礎面積は最小1㎡以上とし、保護コンクリート内に鉄筋D10φ200縦横の配筋を行う。 2)露出防水の場合は、露出防水用の軽歩行用保護シート等で補強した上に機械基礎を設ける。 3)機械基礎の天端の防水は、次による。 ※行う (※塗膜防水()) ・ 設計図による) ・行わない c.防水保護層へのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーを設ける場合は、防水層の性能に影響がない旨の施工管理資料を作成し、監理者の承認を受ける。 d.保護コンクリートを全ごとで仕上げとする場合は、モルタル補修を行わない。モルタル補修を行う場合は、監理者と協議する。		
			4章 地業工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)									
			5章 鉄筋工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)									
			6章 コンクリート工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)									
			7章 鉄骨工事(特記仕様書・建築工事(構造)編による)									
			8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事									
			1節 一般事項									
			8,1,2 追補 耐震・耐風圧性能 a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」による。 b.耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、次による。 1)設計用震度に対して、パネル及び取付け金物等は短期許容応力度以下とし、パネルの破損や脱落、取付け金物の有害な残留ひずみがないものとする。 2)層間変位H/300(ただし最小値12mm、Hは階高)で何ら損傷を生じないものとする。 3)ケース1の層間変位に対しては、パネルの脱落が生じず、特に外装パネルにおいてはシーリング部に補修が発生する程度で、パネルの破損や脱落、金物の有害な残留ひずみがないものとする。 4)ケース2の層間変位に対しては、パネルの脱落が生じないものとする。 c.耐風圧性能 1)設計用風圧力に対して、パネル及び取付け金物等は短期許容応力度以下とし、何ら損傷を生じないものとする。									
			5節 押出成形セメント板(ECP)									
			8,5,2 材料 8,5,3 外壁パネル工法 8,5,4 間仕切壁パネル工法									
2章 仮設工事			1節 一般事項				2節 アスファルト 防水					
2,1,3 仮設計画書の 作成	追補	a.仮設計画のうち主な内容を仮設計画書に表し、監理者に提出する。 b.新設物件部分が現状敷地の雨水調整池として機能しており、工事期間中にもその機能を維持するものとする。	2,1,4 追補 工事用電力及び 工事用上下水道 a.工事用電力 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) b.工事用上下水道 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)				材料	9,2,2 [付加] a.アスファルト ※3種 ・4種(寒冷地域) ・製造者の仕様による防水工事例の低臭・低煙性のアスファルト [付加] b.アスファルトルーフィング類 改質アスファルトルーフィングシート(粘着層付き・通気層付きを含む) ※JIS A 6013 RⅡⅡ類 又は同等品 c.押え金物の仕様 ※アルミニウム L-30×15×2,0程度 ・ステンレス L-30×30×1,5程度 [付加] d.屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 厚さ(mm) ・25 ※35 ・50 材質 ※JIS A 9511 押出法ポリスチレンフォーム保温板 3種bスキン層付 [付加] e.屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 厚さ(mm) ・25 ※35 ・50 材質 ※防水材製造者の仕様による耐熱タイプ断熱材 JIS A 9511 A種 硬質ポリウレタンフォーム保温板2種2号適合品 f.絶縁用シート 1)屋根保護防水工法 ※ポリエチレンフィルム 厚さ(※0,15mm以上) ・フラットヤーンクロス(70g /㎡程度) 2)屋根保護防水断熱工法 ※フラットヤーンクロス(70g /㎡程度) ・ g.成形伸縮目地材 ※付着層タイプ ・アンカータイプ h.防水立上り部の保護材 ※乾式保護材 ○コンクリート ・保護れんが(※JIS R 1250 普通れんが) ・設計図による i.防水立上り保護コンクリートの仕上げ ※コンクリート打直し仕上げB種 [付加] j.屋根露出防水工法・屋根露出断熱工法に用いる仕上塗料 1)色調 ※標準色 ・特注色() 2)高反射率塗料 ・適用する ※適用しない	9,5,2 [付加] 材料 a.X-1の通気緩衝シートは、単独でも防水性能を有する改質アスファルト系等の下張り用防水シートとし、シートのジョイント部は、下地の挙動に対する絶縁と通気対応及び止水性を有するものとする。 b.脱気装置(X-1) ※設ける (※種類と設置数量は製造者の指定による) ・設けない			
			2,2,1 付加 敷地の状況確認 及び編張り a.敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を監理者に報告し、仮設計画書等に反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工建物、樹木、上下水道・ガス・電気・通信等地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に把握する。 b.敷地について次の要領により測量を行い、その結果を監理者に報告するとともに、仮設計画書等に反映させる。 1)隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会いのもとに確認し、記録を作成する。 2)敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配等について設計図と照合する。									
			2,2,4 付加 足場その他 a.仮囲いの材料・外観・仕上げ等については、監理者と協議する。									
			3節 仮設物									
			2,3,1 監理者事務所、 請負者事務所等 a.監理業者・監理者事務所の設置 ※設ける ・設けない b.監理業者・監理者事務所は別室とし、規模はそれぞれ下記による。 ・10㎡程度 ・20㎡程度 ○35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度 ○上記のほかに会議室(請負者等と共用で可、65㎡程度(内監理者事務所35㎡程度)) ・上記のほかに休憩室、更衣室(㎡程度) c.監理業者・監理者事務所の内装仕上げは、次の程度とする。									
			8,5,6 追補 外壁パネル止水 工法 a.外壁パネルの止水工法は、次による。 ※ダブルシーリング方式又はパネル製造者の二次止水工法(二次側止水部に、定形ゴム又はシーリングを連続させたもの) ・一重シーリング ・設計図による b.ダブルシーリング方式又はパネル製造者の二次止水工法による場合は、パネル相互の目地のほか、建具等他の部材との取合い部においても止水ラインを連続させる。 c.ダブルシーリング方式とするパネル構いの縦目地部の中空部小口は、事前にダブルシーリング方式の確実な被着面を確保する処置を行う。ただし、中空部の通気を防がない機構とする。 d.パネルの目地部分では、止水用ステンレス板を内貼りし、浸入水がパネル最下部で外部に排出できる機構とする。									
			9章 防水工事									
			1節 一般事項									
			9,1,2 付加 基本要求品質 a.防水層は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、はく離・飛散・防水層の破断等の不具合が発生しないものとする。 b.露出防水は、耐久上及び美観上有害なふくれ・浮きがなく、下地への適正な接着性を保持する。									
			9,1,3 付加 施工一般 a.防水の下地となるコンクリート面の含水率は8%以下とする。防水施工前に、下地コンクリート面の含水率を測定し、監理者に報告する。 b.陸屋根の場合、屋根防水層の水勾配は、スラブ勾配で確保する。水勾配は保護コンクリートのあるものは1/100以上、保護コンクリートのないものは1/50以上を標準とする。 c.シート防水機械的固定方法は、設計用風圧力(負圧)に対する計算書を作成し、監理者に提出する。									
9,1,4 追補 防水の保証期間 a.防水工事は、専門工事業者による責任施工とし、保証に関する資料を監理者に提出する。 保証期間は、完成引渡日より次による。												
2,3,4 追補 工事用通路			2,3,4 追補 工事用通路 a.敷地内の工事用通路は、外構・造園・埋設工作物等との位置関係を考慮して設置する。 b.工事用通路は、近隣への影響・工事の規模・通過する車両・地盤・工工程等を考慮して、砂利敷き・簡易舗装・鉄板敷き等とし、適切な維持管理を行う。									
4節 仮設物撤去その他			4節 仮設物撤去その他									
着工			着工				日建設計					
竣工			竣工				津市産業。 スポーツセンター建築工事					
監理			監理				(意) (通し番号) - 003					
施工			施工				特記仕様書(3)					
1110029121001TSLA=101			1110029121001TSLA=101				NO. N- 110097 -					

9.6.4 ①(3)③(3)④(3)⑤(3)⑥(3)⑦(3)⑧(3)⑨(3)⑩(3)⑪(3)⑫(3)⑬(3)⑭(3)⑮(3)⑯(3)⑰(3)⑱(3)⑲(3)⑳(3)㉑(3)㉒(3)㉓(3)㉔(3)㉕(3)㉖(3)㉗(3)㉘(3)㉙(3)㉚(3)㉛(3)㉜(3)㉝(3)㉞(3)㉟(3)㊱(3)㊲(3)㊳(3)㊴(3)㊵(3)㊶(3)㊷(3)㊸(3)㊹(3)㊺(3)㊻(3)㊼(3)㊽(3)㊾(3)㊿(3)	9.6.5 シーリング材の試験	9.6.6 9.6.7 9.6.8 9.6.9 9.6.10 9.6.11 9.6.12 9.6.13 9.6.14 9.6.15 9.6.16 9.6.17 9.6.18 9.6.19 9.6.20 9.6.21 9.6.22 9.6.23 9.6.24 9.6.25 9.6.26 9.6.27 9.6.28 9.6.29 9.6.30 9.6.31 9.6.32 9.6.33 9.6.34 9.6.35 9.6.36 9.6.37 9.6.38 9.6.39 9.6.40 9.6.41 9.6.42 9.6.43 9.6.44 9.6.45 9.6.46 9.6.47 9.6.48 9.6.49 9.6.50 9.6.51 9.6.52 9.6.53 9.6.54 9.6.55 9.6.56 9.6.57 9.6.58 9.6.59 9.6.60 9.6.61 9.6.62 9.6.63 9.6.64 9.6.65 9.6.66 9.6.67 9.6.68 9.6.69 9.6.70 9.6.71 9.6.72 9.6.73 9.6.74 9.6.75 9.6.76 9.6.77 9.6.78 9.6.79 9.6.80 9.6.81 9.6.82 9.6.83 9.6.84 9.6.85 9.6.86 9.6.87 9.6.88 9.6.89 9.6.90 9.6.91 9.6.92 9.6.93 9.6.94 9.6.95 9.6.96 9.6.97 9.6.98 9.6.99 9.6.100 9.6.101 9.6.102 9.6.103 9.6.104 9.6.105 9.6.106 9.6.107 9.6.108 9.6.109 9.6.110 9.6.111 9.6.112 9.6.113 9.6.114 9.6.115 9.6.116 9.6.117 9.6.118 9.6.119 9.6.120 9.6.121 9.6.122 9.6.123 9.6.124 9.6.125 9.6.126 9.6.127 9.6.128 9.6.129 9.6.130 9.6.131 9.6.132 9.6.133 9.6.134 9.6.135 9.6.136 9.6.137 9.6.138 9.6.139 9.6.140 9.6.141 9.6.142 9.6.143 9.6.144 9.6.145 9.6.146 9.6.147 9.6.148 9.6.149 9.6.150 9.6.151 9.6.152 9.6.153 9.6.154 9.6.155 9.6.156 9.6.157 9.6.158 9.6.159 9.6.160 9.6.161 9.6.162 9.6.163 9.6.164 9.6.165 9.6.166 9.6.167 9.6.168 9.6.169 9.6.170 9.6.171 9.6.172 9.6.173 9.6.174 9.6.175 9.6.176 9.6.177 9.6.178 9.6.179 9.6.180 9.6.181 9.6.182 9.6.183 9.6.184 9.6.185 9.6.186 9.6.187 9.6.188 9.6.189 9.6.190 9.6.191 9.6.192 9.6.193 9.6.194 9.6.195 9.6.196 9.6.197 9.6.198 9.6.199 9.6.200 9.6.201 9.6.202 9.6.203 9.6.204 9.6.205 9.6.206 9.6.207 9.6.208 9.6.209 9.6.210 9.6.211 9.6.212 9.6.213 9.6.214 9.6.215 9.6.216 9.6.217 9.6.218 9.6.219 9.6.220 9.6.221 9.6.222 9.6.223 9.6.224 9.6.225 9.6.226 9.6.227 9.6.228 9.6.229 9.6.230 9.6.231 9.6.232 9.6.233 9.6.234 9.6.235 9.6.236 9.6.237 9.6.238 9.6.239 9.6.240 9.6.241 9.6.242 9.6.243 9.6.244 9.6.245 9.6.246 9.6.247 9.6.248 9.6.249 9.6.250 9.6.251 9.6.252 9.6.253 9.6.254 9.6.255 9.6.256 9.6.257 9.6.258 9.6.259 9.6.260 9.6.261 9.6.262 9.6.263 9.6.264 9.6.265 9.6.266 9.6.267 9.6.268 9.6.269 9.6.270 9.6.271 9.6.272 9.6.273 9.6.274 9.6.275 9.6.276 9.6.277 9.6.278 9.6.279 9.6.280 9.6.281 9.6.282 9.6.283 9.6.284 9.6.285 9.6.286 9.6.287 9.6.288 9.6.289 9.6.290 9.6.291 9.6.292 9.6.293 9.6.294 9.6.295 9.6.296 9.6.297 9.6.298 9.6.299 9.6.300 9.6.301 9.6.302 9.6.303 9.6.304 9.6.305 9.6.306 9.6.307 9.6.308 9.6.309 9.6.310 9.6.311 9.6.312 9.6.313 9.6.314 9.6.315 9.6.316 9.6.317 9.6.318 9.6.319 9.6.320 9.6.321 9.6.322 9.6.323 9.6.324 9.6.325 9.6.326 9.6.327 9.6.328 9.6.329 9.6.330 9.6.331 9.6.332 9.6.333 9.6.334 9.6.335 9.6.336 9.6.337 9.6.338 9.6.339 9.6.340 9.6.341 9.6.342 9.6.343 9.6.344 9.6.345 9.6.346 9.6.347 9.6.348 9.6.349 9.6.350 9.6.351 9.6.352 9.6.353 9.6.354 9.6.355 9.6.356 9.6.357 9.6.358 9.6.359 9.6.360 9.6.361 9.6.362 9.6.363 9.6.364 9.6.365 9.6.366 9.6.367 9.6.368 9.6.369 9.6.370 9.6.371 9.6.372 9.6.373 9.6.374 9.6.375 9.6.376 9.6.377 9.6.378 9.6.379 9.6.380 9.6.381 9.6.382 9.6.383 9.6.384 9.6.385 9.6.386 9.6.387 9.6.388 9.6.389 9.6.390 9.6.391 9.6.392 9.6.393 9.6.394 9.6.395 9.6.396 9.6.397 9.6.398 9.6.399 9.6.400 9.6.401 9.6.402 9.6.403 9.6.404 9.6.405 9.6.406 9.6.407 9.6.408 9.6.409 9.6.410 9.6.411 9.6.412 9.6.413 9.6.414 9.6.415 9.6.416 9.6.417 9.6.418 9.6.419 9.6.420 9.6.421 9.6.422 9.6.423 9.6.424 9.6.425 9.6.426 9.6.427 9.6.428 9.6.429 9.6.430 9.6.431 9.6.432 9.6.433 9.6.434 9.6.435 9.6.436 9.6.437 9.6.438 9.6.439 9.6.440 9.6.441 9.6.442 9.6.443 9.6.444 9.6.445 9.6.446 9.6.447 9.6.448 9.6.449 9.6.450 9.6.451 9.6.452 9.6.453 9.6.454 9.6.455 9.6.456 9.6.457 9.6.458 9.6.459 9.6.460 9.6.461 9.6.462 9.6.463 9.6.464 9.6.465 9.6.466 9.6.467 9.6.468 9.6.469 9.6.470 9.6.471 9.6.472 9.6.473 9.6.474 9.6.475 9.6.476 9.6.477 9.6.478 9.6.479 9.6.480 9.6.481 9.6.482 9.6.483 9.6.484
--	-----------------	---

16.6.3 形状及び仕上		a.フラッシュ戸の表面材の厚さ ※次による・設計図による		c.寒冷地での凍結防止措置 ※行わない・行う(※設計図による・)		16.13.2 材料		a.板ガラスの種類、種類、仕様等は次によるほか、設計図による。 1)外装に使用するガラスは、「工事概要書 2-2 構造設計条件」の設計用風圧力及び「工事概要書 2-1 立地条件等」の浸水対策レベルにおける静水圧(流水等の外圧は除く)に対して強度を確保していることを確認する。ガラススクリーン構造等特殊な構造の場合は、監理者の指示により有限要素法による解析を行う。 2)外装に使用するガラスは、熱割れ計算にて安全性の確認を行う。ルーバー等の突起物・ガラスに近接した壁等がある場合や、熱だまりになる部分については、周辺の状況も計算要素に加える。 3)各種熱処理ガラスに用いる素板ガラスは、熱処理を行うことを前提とし、硫化ニッケル等の不純物の混入を極力防止して製造されたものとする。 4)特殊なガラスの性能値等は、次による。		k.伸縮調整目地の力骨の補強方法 ※ガラスブロック製造者の仕様による・設計図による l.枠周りは、すべてシーリング材による伸縮目地とする。 m.ガラスブロックの側面がモルタルと接する場合の処理 ※耐水、耐アルカリ性塗装																						
		b.かまち戸の見込み寸法 ※36mm・設計図による・ c.ふすまの見込み寸法 ※19.5mm・設計図による・ d.戸ふすまの見込み寸法 ※30mm・設計図による・ e.紙張り障子の見込み寸法 ※30mm・設計図による・		[付加] d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。 ・全面ガラススクリーン方式 戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上等は、設計図による。常時シリンダー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。 ・手すりガード(防護さく)方式 手すり状の防護さくとし、形状・材料・仕上等は、設計図による。 戸尻感知センサー ※設置しない・設置する(・ドア制御・注意喚起音声) ・その他()		[付加] e.スライディング自動ドアのバニックオープン(非常時開放)機構は、次による。 ※火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持 停電時の開放用電源 ※内蔵バッテリー・非常用電源回路		[付加] 5)次の部位に用いるガラスは、日本建築防災協会編「改訂版ガラス開口部の安全設計指針」を満たすものとする。 ①対象範囲 ※同指針により、安全設計が求められるとして例示された部分 ②対象開口部 ※出入口・出入口の周辺部・その他の開口部 ③ガラスの種類 ※強化ガラス・設計図による 6)ガラスの風圧力によるたわみは、次による。 ※有限要素法又は板硝子協会の定める計算式で算出し、部材長の1/100以下とする。 7)複層ガラスを含むガラスの表裏は、原則崩れる。 8)強化ガラス・倍強度ガラス・セラミックプリントを施したガラス等、熱処理を加えたガラスは、ローラーウエーブの方向を崩れて設置する。 b.ガラス留め材は、次による。 1)種類、材質		[付加] 16.13.6 追補 ガラス用フィルム		a.ガラス用フィルムの仕様は、JIS A 5759により、種類、仕様は、次による。 <table><tr><th>名称</th><th>種類</th><th>張り面</th><th>性能等</th></tr><tr><td>①飛散防止フィルム</td><td>第2種</td><td>●内張り・外張り・設計図による</td><td>飛散防止率D1</td></tr><tr><td>②グラデーションフィルム</td><td>第2種</td><td>①アスリートモール側</td><td>飛散防止率D1</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> b.強化ガラスの飛散防止フィルム張り 1)フィルム張りの範囲 ・厚さ5mmを超えるすべての強化ガラス ※設計図による・行わない 2)張り方 ※ビクチャーフレーム方式(フィルム端部ヘシーリング材又はガasketの隙間は2mm以内) ・設計図による 3)継ぎ方 ※縦つぎ・横つぎ c.日射調整用フィルム張り ※行う(部位：※設計図による・) ①行わない d.フィルムのメンテナンス等 1)取扱説明書に耐用年数、張り方、メンテナンス等の留意点を明記し、完成引渡時に発注者及び建物管理者へ適切な説明を行う。 2)飛散防止フィルム張りは、ガラス破損時に容易に確認及び張り替えが可能な部位に用いる。 3)飛散防止フィルム張りには、原則脱落防止性能を期待しない。		名称	種類	張り面	性能等	①飛散防止フィルム	第2種	●内張り・外張り・設計図による	飛散防止率D1	②グラデーションフィルム	第2種	①アスリートモール側	飛散防止率D1	・						
名称	種類	張り面	性能等																													
①飛散防止フィルム	第2種	●内張り・外張り・設計図による	飛散防止率D1																													
②グラデーションフィルム	第2種	①アスリートモール側	飛散防止率D1																													
・																																
16.6.4 工法		a.フラッシュ引戸の定規線の引戸召合せの工法 ※いんう付き戸する・ b.ふすまの縁の仕上 ※塗り縁(・カシュー塗料3回塗り・カシュー塗料2回塗り) ・生地縁(・ウレタンクリヤー塗装・素地)		[付加] f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付きとする。 [付加] g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻は、角出し曲げを行わない。 [付加] h.スライディング自動ドアは、指挟み防止のための引抜きを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。 [付加] i.スライディング自動ドアは、製造者の安全基準を満足したうえで、使用箇所、用途により、次の安全対策を講ずる。 1)適切な閉じ速度、あき保持時間 2)補助センサー2段の適切な設置 3)軽量化 4)フロート板ガラスへの衝突防止表示 [付加] j.自動音及び振動の低減が要求されるスライディング自動ドアは、次による。 1)対象建具() 2)製造者の仕様により、静音・振動低減に最も配慮したモーター及び機構を用いる。 3)入退室管理を行う自動ドアの施錠装置は、セキュリティのグレードと静音性について、監理者と協議を行ったうえで決定する。 [付加] k.入退室管理を行う自動ドアの不正侵入防止対策は、次による。 ※設計図による		[付加] ②対象開口部 ※出入口・出入口の周辺部・その他の開口部 ③ガラスの種類 ※強化ガラス・設計図による 6)ガラスの風圧力によるたわみは、次による。 ※有限要素法又は板硝子協会の定める計算式で算出し、部材長の1/100以下とする。 7)複層ガラスを含むガラスの表裏は、原則崩れる。 8)強化ガラス・倍強度ガラス・セラミックプリントを施したガラス等、熱処理を加えたガラスは、ローラーウエーブの方向を崩れて設置する。 b.ガラス留め材は、次による。 1)種類、材質		[付加] 16.13.10 追補 強化ガラス		a.強化ガラスは、JIS R 3206(強化ガラス)により、特性による種類はⅢ類とする。 b.強化ガラスに用いる素板ガラスは、熱処理を行うことを前提とし、硫化ニッケル等の不純物の混入を極力防止して製造されたものとする。 c.強化ガラスは、全数ヒートソークテストを行う。 d.ローラーウエーブの許容値は、次による。 <table><tr><th>種類</th><th>許容値</th></tr><tr><td>・A種</td><td>任意の300mmに対して0.15mm</td></tr><tr><td>・B種</td><td>任意の300mmに対して0.3mm</td></tr><tr><td>※C種</td><td>任意の300mmに対して0.5mm</td></tr><tr><td>・D種</td><td>製造者の仕様による</td></tr></table> 注)上記にかかわらず、海外製品は(・A種・※B種)とする。 e.強化ガラスを海外製品とする場合、次の時期のヒートソークテスト及び各種の測定・検査に立ち会うとともに、全製品の試験成績表を対象として確認・押印し、監理者に提出する。 ※初品及び中間時期の合計2回以上 f.建築物引渡し後10年以内に強化ガラスが自然破損した場合、建築物引渡し後の傷等による場合を除き、請負者の費用負担にて復旧する。 g.強化ガラス小口の保護 ※行う(保護材の仕様：※設計図による・) ・製造者の仕様による h.強化ガラスは、合わせガラスとするなどの落下防止対策を講じた場合を除いて、地表面・床面から3mを超える部分では使用しない。複層ガラスの屋外側の面(吹抜けの場合は屋内側も含む)に強化ガラスを使用する場合は、当該部分を合わせガラスとした複層ガラスとする。 i.上記にかかわらず、厚さ5mm以下の強化ガラスを学校及び住宅の地表面・床面から12m以内で使用する場合は、合わせガラスにするなどの落下防止対策を省略することができる。ただし、子供や台車等の衝突落下のおそれのある場合は除く。 j.床面からの片持方式となる強化ガラスの手すりには、強化合わせガラスを使用する。 k.OPG工法を採用した場合の面ガラスは、強化合わせガラスとする。 l.ガラスリブ等他部材の支持構造部材として用いる強化ガラスは、強化合わせガラスとする。		種類	許容値	・A種	任意の300mmに対して0.15mm	・B種	任意の300mmに対して0.3mm	※C種	任意の300mmに対して0.5mm	・D種	製造者の仕様による											
種類	許容値																															
・A種	任意の300mmに対して0.15mm																															
・B種	任意の300mmに対して0.3mm																															
※C種	任意の300mmに対して0.5mm																															
・D種	製造者の仕様による																															
7節 建具用金物		a.既製又はこれに準ずる建具用金物のうち、機能上必要な最小限のもの ※設計図による・		9節 自閉式上吊り引戸装置		[付加] 2)ガラス留め材(不定形及び定形)は、建具製造者の設計基準によるほか、特別な仕様は設計図による。 3)セッティングブロックは、OR又はEPDM-Sとし、ガラス留め材等を汚染しないものとする。許容荷重は40N/cm ² を標準とし、不足する場合は、ナイロン・ポリカーボネート等荷重に見合うものを使用する。 4)次の場合のガラスのセッティングブロックは、機械的固定により移動防止処置を講ずる。貼着テープ等は不可とする。 ※特注品のカーテンウォール ※ガラススクリーン工法・		[付加] 16.13.11 追補 倍強度ガラス		a.倍強度ガラスは、JIS R 3222 による。ただし表面圧縮応力は、規定値の範囲の低めとなるよう管理し、すべての箇所において50MN/m ² を上限とする。 b.倍強度ガラスに用いる素板ガラスは、熱処理を行うことを前提とし、硫化ニッケル等の不純物の混入を極力防止して製造されたものとする。 c.倍強度ガラスの表面圧縮応力の確認は、次により行う。ただし、海外製品とする場合は、1)、2)のいずれもA種とする。 1)表面圧縮応力値の測定 <table><tr><th>種類</th><th>測定装置</th><th>測定箇所</th><th>頻度</th></tr><tr><td>・A種</td><td>パピネ式ガラス表面応力計(折原製作所：BTP-H(ヘルケオ：LSM-902同等))</td><td>JIS測定箇所及び中央付近1箇所以上(測定面：ガラス端面側)</td><td>全数</td></tr><tr><td>※B種</td><td></td><td>製造者の仕様による</td><td></td></tr></table> 注)A種の場合で、JISに基づく製造者の仕様による品質管理と異なる場合は、付加して実施する。 2)破損性状の確認検査 <table><tr><th>種類</th><th>試験方法・判定基準</th><th>頻度</th></tr><tr><td>・A種</td><td>BS EN1863-1に準拠</td><td>製造作業単位かつ製造条件ごとに1回以上</td></tr><tr><td>※B種</td><td></td><td>製造者の仕様による</td></tr></table>		種類	測定装置	測定箇所	頻度	・A種	パピネ式ガラス表面応力計(折原製作所：BTP-H(ヘルケオ：LSM-902同等))	JIS測定箇所及び中央付近1箇所以上(測定面：ガラス端面側)	全数	※B種		製造者の仕様による		種類	試験方法・判定基準	頻度	・A種	BS EN1863-1に準拠	製造作業単位かつ製造条件ごとに1回以上	※B種		製造者の仕様による
種類	測定装置	測定箇所	頻度																													
・A種	パピネ式ガラス表面応力計(折原製作所：BTP-H(ヘルケオ：LSM-902同等))	JIS測定箇所及び中央付近1箇所以上(測定面：ガラス端面側)	全数																													
※B種		製造者の仕様による																														
種類	試験方法・判定基準	頻度																														
・A種	BS EN1863-1に準拠	製造作業単位かつ製造条件ごとに1回以上																														
※B種		製造者の仕様による																														
16.7.1 適用範囲		a.既製又はこれに準ずる建具用金物のうち、機能上必要な最小限のもの ※設計図による・		16.9.3 性能等		[付加] 16.13.4 工法		[付加] 16.13.5 ガラスブロック		d.ローラーウエーブの許容値は、次による。 <table><tr><th>種類</th><th>許容値</th></tr><tr><td>・A種</td><td>任意の300mmに対して0.15mm</td></tr><tr><td>・B種</td><td>任意の300mmに対して0.3mm</td></tr><tr><td>※C種</td><td>任意の300mmに対して0.5mm</td></tr><tr><td>・D種</td><td>製造者の仕様による</td></tr></table> 注)上記にかかわらず、海外製品は(・A種・※B種)とする。 e.倍強度ガラスを海外製品とする場合、次の時期の製造者が行う各種の測定・検査に立ち会うとともに、全製品の試験成績表を対象として確認・押印し、監理者に提出する。 ※初品及び中間時期の合計2回以上 f.建築物引渡し後10年以内に倍強度ガラスが自然破損した場合、建築物引渡し後の傷等による場合を除き、請負者の費用負担にて復旧する。		種類	許容値	・A種	任意の300mmに対して0.15mm	・B種	任意の300mmに対して0.3mm	※C種	任意の300mmに対して0.5mm	・D種	製造者の仕様による											
種類	許容値																															
・A種	任意の300mmに対して0.15mm																															
・B種	任意の300mmに対して0.3mm																															
※C種	任意の300mmに対して0.5mm																															
・D種	製造者の仕様による																															
16.7.2 材質・形状及び寸法		a.建具金物の種類及び見え掛り部の材質 ※欄仕[表16.7.1]により、適用は設計図による・設計図による		16.10.2 形式及び機構		[付加] 16.13.1 置換		[付加] 16.13.1 置換		[付加] 16.13.1 置換																						
16.7.3 取付け施工		a.握り玉及びレバーハンドル・押板類・クレセント等の取付け位置 ※設計図による・ [付加] b.屋内のPS・DS戸の取付け位置は幅上を原則とし、隠しヒンジとする。 [付加] c.外気面に面する開き戸には、ドアクローザー及びあおり止めを設ける。また、ストップ機能は設けない。 [付加] d.二つ折り防火戸には、中心吊り型ヒンジクローザー・丁番型ヒンジクローザー及び戸外ロック装置を用いる。 [付加] e.機械排煙の部屋は、排煙時の初動時開力が圧力差300N/m ² で150N以下になるよう戸の大きさを検討し、閉鎖トルクを決定する。 [付加] f.建具の開閉力(初動時)は次により、試験方法はJIS A 1519による。 ※60N以下・開き戸30N以下、引戸20N以下 [付加] g.ドアクローザーは、室内側(大部屋内に当たっては小部屋側)取付けを原則とし、仕様は次による。 形状：※一般居室(※薄型(55mm以下)・) ・設計図による 色：※指定色焼付け塗装・製造者標準色 [付加] h.コンシールド形ドアクローザーを用い、かつ、気密バックギンを用いる場合は、光漏れ防止のため上枠のしゃくり寸法は20mm以上とする。 [付加] i.フロアヒンジ・ピボットヒンジは、外部の雨掛りの戸には使用しない。 [付加] j.鋼製建具の開き戸の丁番は、旗丁番・堀込み形とする。 [付加] k.建具金物を取り付ける箇所は、裏面に補強板を設ける。 [付加] l.開閉サッシの締付け開閉機構の部材は、ビス・ばね及び高応力部とも、ステンレスとする。 [付加] m.フロアヒンジは、プレート落し込みとし、床仕上げ同材を張った化粧プレートとする。 [付加] n.壁面全高に及ぶ大型の点検パネルには、上下を連動(2点締り)させてロックできる装置を設ける。 [付加] o.水廻り及び外気に面する建具金物は、ステンレスとする。また丁番の切欠き部分は、十分な止水処理を施す。		[付加] 16.10.2 性能等		[付加] 16.13.4 工法		[付加] 16.13.5 ガラスブロック		[付加] 16.13.1 置換		[付加] 16.13.1 置換																				
16.7.4 鍵		a.鍵の種類及び材質 ※設計図による・ b.グランドマスターキー ※製作する(※3枚・)系統(系統) ・製作しない c.マスターキー ※製作する(※3枚・)系統(系統) ・製作しない [付加] d.鍵箱は、鍵ごとに室名又は建具位置を示す札を付け、目録書及び縮小判平面図による鍵の種類図を添え、鍵箱に収納して提出する。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。 [付加] e.鍵の防犯性能 1)鍵の防犯性能は、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」第7条に基づく指定建物等の防犯性能の表示により、防犯性能あり及び各性能の最高グレードを原則とする。 ※適用する(※屋外に面するすべての扉・設計図による・適用しない) 2)16.1.6により「防犯建物部品」を適用する場合は、「防犯性の高い建物部品目録」に掲載された製品とする。 [付加] f.鍵の付加仕様 ・リバーシブルシリンダー錠 ・ディンプルキー ・アンチフリクション機構付 [付加] g.コンストラクションキー ・採用する・採用しない [付加] h.雨掛りとなる建具・門扉等に用いる電気錠は、防滴型とする。		[付加] 16.10.2 性能等		[付加] 16.13.4 工法		[付加] 16.13.5 ガラスブロック		[付加] 16.13.1 置換		[付加] 16.13.1 置換																				
8節 自動ドア開閉装置		a.スライディングドア用自動開閉装置の性能値 ・設計図による b.スイングドア用自動開閉装置の性能値 ・設計図による [置換] c.安全対策としてのスライディングドア用自動開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。 1)幅方向は自動ドアの有効開口幅に左右各々(・150mm・※500mm)を加えた寸法以上とする。また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。 2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。 [付加] d.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。		[付加] 16.10.2 性能等		[付加] 16.13.4 工法		[付加] 16.13.5 ガラスブロック		[付加] 16.13.1 置換		[付加] 16.13.1 置換																				
16.8.3 機構		a.戸の開閉方式 ※設計図による・ b.センサーの種類 ※設計図による・		16.13.1 適用範囲		[付加] 16.13.1 置換		[付加] 16.13.1 置換		[付加] 16.13.1 置換																						
着工																																
竣工																																
監理																																
施工																																

N110029121001TSUJA=I01

日建設計

津市産業。スポーツセンター建築工事

意 (通し番号) - 008

特記仕様書(8)

NO. N - 110097 -

17,2,5 取付け 【付加】 【付加】	a.躯体付け金物取付け位置の寸法許容差は、標仕[表17,2,2]による。 b.メタルカーテンウォール部材取付け位置の寸法許容差は、標仕[表17,2,3]による。 c.メタルカーテンウォールの一部をメンテナンス用ゴンドラのガイドレールに使用する場合は、上記に加えて17,1,3,11も満足するものとする。 d.垂鉛めっき鋼材を現場で溶接固定とした部分は、十分にくれんを行ったのち、エポキシシンクリッチペイント2回塗り相当を施す。	3節 錆止め塗料塗り 18,3,2 塗料種別 【付加】 a.鉄鋼面錆止め塗料の種別 ※A種 ※B種（8節の場合） b.鉄鋼面の錆止め塗料塗りの施工範囲は、7,8,2)によるほか、次表による。 表18,3,5 鉄鋼面の錆止め塗料の施工範囲	標仕[表18,3,1]			
			部位 錆止め塗料塗り			
			屋外(外気が流入する軒天井内等の見え隠れ部を含む)	※行う		
			吹付け工法による耐火被覆部	・行う ※行わない		
			成形板、巻付け工法による耐火被覆部	※行う ・行わない		
			建築物最外周部の構造体(耐火被覆部含む)	※行う ・行わない(指定色の適用 ・する ※しない)		
			上記を除く一般部	※行う		
			外装材取付け下地及び上記以外の鉄鋼面	※行う		
			b.垂鉛めっき鋼面錆止め塗料の種別 ※A種 ・B種 ※C種（8節の場合） 【付加】c.下地となる塗膜と錆止め塗料の適合性・密着性については、事前に十分確認を行う。			
			17,2,6 付加 ガラスの取付け	a.ガラスの留付け方式は、次による。 ※ビジョン部屋内側は不定形シーリング工法、屋外側はグレイジングガスケット工法、スパンドレル部屋内側はグレイジングガスケット工法とし、一部にシーリングを施す等、ずれ防止処置を施す。ただし、既製品の場合は製造者の仕様による。 ・設計図による。	18,3,3 錆止め塗料塗り 【付加】 a.鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別 1)見え隠れ部分 ※A種 ・B種 2)見え隠れ部分 ・A種 ※B種 b.塩害を受けるおそれのある地区における構造体鉄鋼面の錆止め塗料塗りは、標仕[表18,3,3]の工程1を2回塗りとし、適用は次による。 ※適用しない ・適用する c.垂鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別 1)鋼製建具 ※A種 ・B種 ・C種 2)その他 ・A種 ・B種 ※C種	標仕[表18,3,2]
4節 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）						
18,4,2 塗料の種類 【付加】 a.塗料の種類 ※F☆☆☆☆(合成樹脂調合ペイント又は代替塗料) ・						
18,4,3 a.種別 木部合成樹脂調合ペイント塗り 1)屋外 ※A種 ・B種 2)屋内 ・A種 ※B種						
18,4,4 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						
18,4,2 a.種別 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗り ・A種 ※B種						

19,5,7 仕上げ		a,塗装 ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・生地のままワックス塗り ・設計図による	9節 断熱・防露		19,9,2 [付加] 断熱材打込み工法 19,9,3 断熱材現場発泡 工法	a,断熱材の種類は次により、使用箇所は設計図による。 1)押出法ポリスチレンフォーム保温板 ※一般部 2種b ※土に接するスラブ下面 3種b(皮付き) ・ 2)硬質ウレタンフォーム保温板A種 ※2種2号 ・ 3)吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材(現場発泡断熱材) ※A種I(ノンフロン) 難燃3級(JIS A 1321)又は難燃材料 b,断熱材の厚さ又は吹付け厚さ ・設計図による c,断熱材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ [付加] d,次の箇所に、吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材を露出して使用する場合は、表面に防火 コートを施す。 ・内装制限が及ぶ室内及び天井裏 (仕様:) ・PS、EPS、DS (仕様:) ・電気室、機械室等 (仕様:) ・内装制限が及ばない天井裏等 (仕様: 位置:) ・ (仕様:) [付加] e,サッシ周りは、幅仕[16,2,5(b)(1)]によるモルタル充填を完全に行ったうえで断熱材を枠 又は額縁まで施し、断熱材の欠損をなくす。	19,16,2 室内箇仕切の 遮音性能	a,室内箇仕切の遮音性能 ※次表による ・設計図による 1)室内箇仕切の設置場所 遮音性能 テナント間 ※TLD-50以上 ・ 居室へ便所間 ※TLD-55以上 (独立スタッド方式) ・ 居室へEVシャフト間 ※TLD-55以上 (独立スタッド方式) ・ 男女便所間 ※TLD-50以上 (独立スタッド方式) ・ 2)TLD-50以上の乾式遮音箇仕切壁は、界壁遮音構造の大臣認定を受けたものとし、上下支 点間の層間変位1/200において、遮音性能上支障となる損傷のないことが確認された仕 様とする。 b,遮音箇仕切の施工 1)大臣認定を受けた遮音箇仕切の周辺部取合いは、大臣認定仕様による。耐火構造を兼ね る場合は、両方の性能が確保されるものとする。 2)サッシ取合い部、柱取合い部、窓周り上下階区画部等の隙間に注意し、遮音性能を確保 する。 3)遮音上重要な壁には、原則としてコンセントボックス、ペーパーホルダー等による欠込 みを設けない。やむを得ず設ける場合は、所定の遮音性能が確保される処置を施す。 4)乾式遮音箇仕切壁が鉄骨柱・梁の耐火被覆材と取合う場合は、原則として柱・梁を包ん で壁・スラブまで同性能の壁で到達させる。 5)上記の仕様によらない場合や、フラットデッキに遮音箇仕切壁が取り合う場合は、先付 けチャンネル材等の鋼材を通して取り付け、中空を生じさせない。	[付加] c,仕上り精度 1)パネルのがたつき、横ずれがないものとする。 2)仕上り面の凹凸 ※3mmにつき±1,5mm以下 ・ 3)隙間 ※0,3mm以下 ・ 4)段差 ※0,3mm以下 ・ [付加] d,現場で切り欠きを行う場合は、必要性能を満足するよう、適切な補強を行う。 [付加] e,現場でのボーダー調整材等による諸部施工処理に関しては、製造者の仕様によるほか、必 要性能を満足するよう適切な補強を行う。ボーダー調整材等に合板・パーティクルボード 等を用いる場合は、F☆☆☆☆とする。									
6節 量敷き		a,量敷き 1)量種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(量床:) 幅仕[表19,6,1] 2)量敷きのホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ [付加] b,床の箇の「へり」は高麗ペリを標準とする。	20章 ユニツト及びその他の工事		1節 一般事項	20,1,3 追補 材料・工法の選定	a,材料・製品でJIS・JASその他の規格のあるものは、それぞれの規格品又は認定品とする。 b,既製品は見本又はカタログを提出して、監理者の承認を受ける。	2節 ユニツト工事等	20,2,2 フリーアクセス フロア	a,構成材及び表面仕上材の材質・寸法 ※表20,2,2による ・設計図による 表20,2,2 フリーアクセスフロアの構成材及び表面仕上材の材質・寸法	設計種別 (OAフロア) () 施工箇所 〇中央監視室 ・ 工法・構成 ※パネル工法 ・支柱一体型 ※支柱分離型 ・溝工法 ・支柱一体型 ※支柱分離型 ・線点支持型 ・面支持型 パネル材質 ※中実スチール ・中空スチール ※中実スチール ・中空スチール ・GRC系 ・GRC系 ・けい酸カルシウム系 ・けい酸カルシウム系 ・アルミダイキャスト ・アルミダイキャスト パネル仕上 ※なし(仕上材質敷き等) ※なし(仕上材質敷き等) ・帯電防止タイル ・帯電防止タイル ・メラミン樹脂化粧板 ・メラミン樹脂化粧板 パネル固定 ※なし ・あり ※なし ・あり パネルサイズ(mm) ※500×500 ・600×600 ※500×500 ・600×600 床高さ(mm) 〇100 ・ タイプ 〇3,000Nタイプ ・5,000Nタイプ ・3,000Nタイプ ・5,000Nタイプ ・6,000Nタイプ ・設計図による ・6,000Nタイプ ・設計図による 配線取出し口 ※工場加工品(パネル標準品) ※工場加工品(パネル標準品) ・パネルカット ・パネルカット 下地コンクリートの 仕上げ ※FLP-1 ・FLP-2 ・FLP-3 ※FLP-1 ・FLP-2 ・FLP-3 ※設計図による ※設計図による ※製造者の標準仕様 ※製造者の標準仕様 ・パネルカット ・パネルカット ・設計図による ・設計図による その他 ・() ・() 注)支持脚の固定等に用いる接着剤は、F☆☆☆☆とする。 [付加] b,フリーアクセスフロアのタイプとその性能・仕様 ※表20,2,3による ・設計図による 表20,2,3 フリーアクセスフロアの性能・仕様	20,2,4 移動箇仕切	a,パネルの操作方法による種類及びパネル表面材の材質・仕上 ※設計図による [付加] b,天井裏の箇仕切壁 〇あり(施工箇所 全て) ・なし [付加] c,ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ d,パネル圧接装置の操作方法 ※設計図による e,遮音性能 ※一般タイプ (36dB未満) ・遮音タイプ (・36dB以上 ・45dB以上) f,耐震要求性能 ※「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による ・ g,ハンガーレール取付け下地の補強 ※取付けの全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となる よう補強する。 ・設計図による h,固定はあと施工アンカーを用いず、設計図による。 i,振動・騒音対策 ・行わない ・次を行う (適用する部分:) 1) 階上伝振音を計算し()以下となるように、防振ゴムによる絶縁を行う。 2) 防振支持部と固定支持部の隙間を遮音シーリング材によりふさぐ。 3) 取付け後に遮音性能の測定を行う。 j,移動箇仕切の取付け工事は、製造者の指定する専門工事業者とする。					
7節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り		19,7,2 材料 a,せっこうボード、その他ボード 1)種類・厚さ・規格等 ・設計図による 2)パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ b,軽量鉄骨下地ボード 遮音壁のシーリング材 ・アクリル系シーリング材 ・ウレタン系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド ※遮音性能に応じた製造者の仕様による c,合板張り 1)普通合板 表板の樹種 ※ラワン(素地又は透明塗料塗りの場合) ※しな (不透明塗料塗りの場合) ・設計図による 板面の品質 (広葉樹) ※1等 ・2等 (針葉樹) ※A-B 防虫処理 ※なし ・あり 厚さ ※設計図による ・ つき板の厚さ ※設計図による ・ 2)天然化粧合板 化粧板の樹種 ※設計図による ・ 防虫処理 ※なし ・あり 難燃処理 ※なし ・あり 厚さ ※設計図による ・ つき板の厚さ ※設計図による ・ 3)特殊加工化粧合板 化粧加工の方法・表面性能 ※設計図による 防虫処理 ※なし ・あり 難燃処理 ※なし ・あり 厚さ ※設計図による ・ 4)メラミン化粧合板 化粧合板製パネル等の裏面(見え隠れ面)のパッカー張り ※行う ・行わない 5)合板接着剤のホルムアルデヒドの放散量等 イ、一般 ※F☆☆☆☆ ロ、普通合板及び天然化粧板 ※非ホルムアルデヒド接着剤 ・ ハ、天然化粧板 ※非ホルムアルデヒド接着剤 及びホルムアルデヒドを放散しない塗料 ・ ニ、特殊加工化粧板 ※非ホルムアルデヒド接着剤 及びホルムアルデヒドを放散しない材料 ・ d,接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆	19,9,4 追補 断熱の工法等		a,外気又は外気に準ずる空間に面する屋内の床、壁部分等で、想定される外気温湿度、内部 温湿度条件により結露発生のおそれがある部位では、結露計算により断熱材施工範囲図を 作成のうえ、監理者の承認を受ける。 b,断熱材を施工する範囲では、必要な断熱性能が連続するよう施工する。 c,外壁を貫通する鋼材等金属部材の室内側には、外壁から1m程度まで吹付け硬質ウレタンフ ォーム断熱材t=25mm等による断熱を施す。 d,外壁断熱層より屋外側の空間 (屋外軒天・外壁化粧パネル・笠木等) における結露発生を 防止するため、これら断熱層が取り合う部分では、シーリング・防湿テープ張り等の防湿 処置を行って室内空気(湿気)の流出を防止する。 e,グラスウール断熱材・吸音材、ロックウール断熱材・吸音材等で片面にアルミクラフト紙 等の防湿層付きのものを用いる場合は、防湿層は高温・高湿割とし、切り目なく完全に防 湿層を形成する。	10節 吸音	19,10,1 材料	a,吸音材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ b,設備機械室・電気室等の吸音に用いるグラスウール吸音材 1)規格 ※JIS A 6301によるGW-B (グラスウール吸音ボード) 2)種別 ※32K ・ 3)仕上げ ※ガラスクロス額縁張り(※厚手 ・薄手) ・ 4)厚さ ※設計図による 5)その他 屋内に用いるグラスウール吸音ボードは、不燃材料認定品とする。 屋外に用いる場合は、浸水性グラスウール及び浸水性ガラスクロス品とする。 c,その他の吸音材料 ※設計図による	19,10,2 工法	a,グラスウール吸音ボードを壁・天井等に張り付ける場合は、固定用断熱形ボタンワッシャ ーを使用し、縦横 〇300mm内外で取り付ける。	11節 浴室天井材	追補	19,11,1 材料	a,浴室天井材 1)材質・仕上げ・性能・幅 ※設計図による 2)浴室天井材・接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆	20,2,5 トイレブース	a,パネルの表面仕上材 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル系化粧板 〇設計図による [付加] b,脚部のタイプ ※幅木タイプ ・設計図による c,ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆		
19,7,3 工法		a,下地 ・軽量鉄骨下地 ・木造下地 ・その他の下地 () ※設計図による b,合板張りの張付け ・A種 ※B種 幅仕[表19,7,3] c,せっこうボードの目地工法 ※継目処理工法 ・突付け工法 ・目透かし工法 [付加] d,せっこうボードの出隅部分の保護材 ※プラスチック製 ・薄厚鋼板製 〇薄厚ステンレス付きコーナータープ [付加] e,出入口上部の割れ防止縦ジョイナー ※設ける (・ステンレス製 ※プラスチック製) ・設けない 1)設ける場合は、原則としてすべての出入口の上部隅角部直上に設ける。 [付加] f,化粧けい酸カルシウム版のせっこうボード下地天井施工は、接着剤と機械的固定工法を併 用する。 [付加] g,コンクリート造の梁底等の水平見上げ面へのボード張りは、軽量鉄骨下地組みとし、ビス 留め工法とする。 [付加] h,天井面や高所壁面における可動式防煙垂れ壁・設備工事の排煙口・その他のパネル面等の 化粧仕上げ材としてボード類張りを行う場合は、接着工法のみとせずビス留め等の機械的 固定工法を併用する。ロックウール化粧吸音板仕上げの場合は、下地せっこうボードをビス 等により固定した2重張り工法とする。	13節 接着剤付きプラスチック系壁紙張り 追補		19,13,1 材料	a,種類・仕上・性能 ※仕上表による b,接着剤付きプラスチック系壁紙張りのホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆	15節 プラスチック	追補	19,15,1 材料	a,プラスチック部材はJIS規格によるものとし、各種製品についてもJIS規格のあるものはそ れによる。 b,プラスチック材は、ひび割れ・傷・ひずみ・色や厚みのむらがないものとする。 c,プラスチック材は使用目的に合った材質で、耐衝撃性・耐候性・耐熱性等の優れたものと する。 d,接着剤・装着材(ねじ・釘・ボルト・押縁等)・シーリング材等の付属材料は、プラスッ ク製品の製造者の規格品で、使用箇所及び施工条件に合ったものとする。 e,プラスチック及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆	16節 遮音・防振	追補	19,16,1	a,外壁及び屋外に面する建具は、それぞれ取り合う部材との目地において、部材の遮音性能 を損なうことがないよう、必要な充填材等の施工を行う。鉄骨等の貫通部や設備工事とな る換気用器具等にも留意する。 b,外部騒音に対する遮音性能を指定する場合の適用及び性能値等は、次による。 ※指定しない ・指定する 1)設定外部騒音レベル () dBA 騒音対象として(※列車走行音 ・)を含め、(※緊急車両 ・) を除く。 2)室内居室の騒音レベル目標 (※45 ・)dBA以下 対象室 () 3)重要室の騒音レベル目標 (※40 ・)dBA以下 対象室 () 4)騒音測定 ※実施する ・実施しない 工事着手後、騒音源が見送せる位置で外部騒音の測定を行い、外装の施工検討に反映 させる。 5)完成時の室内騒音レベル測定 ※実施する (箇所) ・実施しない 室内の測定位置は、窓から1m離れた位置を標準とする。	20,2,6 階段滑り止め	a,材質・形状・寸法・取付工法 ※表20,2,4による ・設計図による 表20,2,4 階段すべり止めの材質・形状・寸法・取付け工法	20,2,7 床目地縁 [付加]	a,材質 ※ステンレス ・真ちゆう b,床の仕上材が異なる部分には、金属製目地縁を使用する。
8節 壁紙張り		19,8,2 材料 a,壁紙張り 1)種類・防火性能 ※設計図による 2)壁紙類は、壁装材料協会制定のISM又はそれと同等の基準、性能に適合するものとする。 3)壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ [付加] b,コンクリート面の素地ごしらえ ・A種 ※B種 幅仕[表18,2,5] c,せっこうボード面の素地ごしらえ ・A種 ※B種 幅仕[表18,2,7]	19,9,4 追補 断熱の工法等		a,外気又は外気に準ずる空間に面する屋内の床、壁部分等で、想定される外気温湿度、内部 温湿度条件により結露発生のおそれがある部位では、結露計算により断熱材施工範囲図を 作成のうえ、監理者の承認を受ける。 b,断熱材を施工する範囲では、必要な断熱性能が連続するよう施工する。 c,外壁を貫通する鋼材等金属部材の室内側には、外壁から1m程度まで吹付け硬質ウレタンフ ォーム断熱材t=25mm等による断熱を施す。 d,外壁断熱層より屋外側の空間 (屋外軒天・外壁化粧パネル・笠木等) における結露発生を 防止するため、これら断熱層が取り合う部分では、シーリング・防湿テープ張り等の防湿 処置を行って室内空気(湿気)の流出を防止する。 e,グラスウール断熱材・吸音材、ロックウール断熱材・吸音材等で片面にアルミクラフト紙 等の防湿層付きのものを用いる場合は、防湿層は高温・高湿割とし、切り目なく完全に防 湿層を形成する。	10節 吸音	19,10,1 材料	a,吸音材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ b,設備機械室・電気室等の吸音に用いるグラスウール吸音材 1)規格 ※JIS A 6301によるGW-B (グラスウール吸音ボード) 2)種別 ※32K ・ 3)仕上げ ※ガラスクロス額縁張り(※厚手 ・薄手) ・ 4)厚さ ※設計図による 5)その他 屋内に用いるグラスウール吸音ボードは、不燃材料認定品とする。 屋外に用いる場合は、浸水性グラスウール及び浸水性ガラスクロス品とする。 c,その他の吸音材料 ※設計図による	19,10,2 工法	a,グラスウール吸音ボードを壁・天井等に張り付ける場合は、固定用断熱形ボタンワッシャ ーを使用し、縦横 〇300mm内外で取り付ける。	11節 浴室天井材	追補	19,11,1 材料	a,浴室天井材 1)材質・仕上げ・性能・幅 ※設計図による 2)浴室天井材・接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆	20,2,8 黒板及びホワイト ボード	a,種類・寸法・色等 ※次表による ・設計図による 表20,2,5 黒板及びホワイトボードの種類・寸法色等	20,2,9 鏡	a,厚さ ※5mm 〇設計図による ・
着工			20,2,10 置換		表示(サイン)	20,2,12 ブラインド	a,形式・材質・寸法・操作方法等 ※設計図による ・	20,2,13 ロールスクリーン	a,形式・材質・寸法・操作方法等 ※設計図による ・	20,2,14 カーテン及び カーテンレール	a,カーテンの形式・材質・寸法・操作方法・特殊加工等は、次による。 ※設計図による b,カーテンレール 1)材質 ※アルミニウム製 ・ステンレス製 2)形式 ・片引き ・引分け ・ 3)仕上 ※白色焼付け塗装(既成色) ・アルマイト仕上 ・焼付け塗装(指定色) 4)形状 ※角型 5)晒露用は、300mm以上の召合せ重なりとする。	20,2,15 追補 屋上丸環	a,材質 ※ステンレス NO,20仕上 ・鋼製溶融亜鉛めっき(付着量450g/mf以上) b,取付け位置 ※設計図による c,躯体コンクリートへの打込みとし、立上り保護コンクリート部分に設けない。					
竣工			20,2,16 追補		床点検口	a,材質 ・アルミニウム製(受枠 ※アルミ製 ・ステンレス製) ・ステンレス製 ・鋳鉄製 b,地下ビツト・床下ビツト等の床点検口(一般) ・密閉型(防水・防臭) ・非密閉型 ※軽荷重型(設計図に特記ない場合T-2)	20,2,17 日建設計	津市産業。 スポーツセンター建築工事	⑦ (通し番号) - 013	特記仕様書(13)	NO. N- 110097 -							

5,6,2

材質、形状及び寸法

[付加]

a.金物類の種類及び見え掛り部の材質
※改修標準〔表5,6,1〕により、適用は設計図による。
・設計図による

[付加]

b.既存建具の金物を一部更新する場合は、原則として外観・材質・性能等を、既存の仕様に合わせたものとする。

5,6,3

取付け施工

[付加]

a.廻り玉及びレバーハンドル・押板類・クレセント等の取付け位置
※建具表及び設計図による
・

[付加]

b.屋内のPS・DS戸の取付け位置は幅木上を原則とし、隠しヒンジとする。

[付加]

c.外気に面する開き戸には、ドアクローザー及びあおり止めを設ける。また、ストップ機能は設けない。

[付加]

d.二つ折り防火戸には、中心吊り型ヒンジクローザー・丁番型ヒンジクローザー及び戸外ロック装置を用いる。

[付加]

e.機械排煙の部屋の戸は、排煙時の初動時開力が圧力差300N/m²で150N以下になるよう戸の大きさを検討し、閉鎖トルクを決定する。

[付加]

f.建具の開閉力(初動時)は次により、試験方法はJIS A 1519による。
※50N以下
・開き戸30N以下、引戸20N以下

[付加]

g.ドアクローザーは、室内側(大部屋内に当たっては小部屋側)取付けを原則とし、仕様は次による。
形状：※一般居室(※薄型(55mm以下)
・設計図による
色：※指定色焼付け塗装
・製造者標準色

[付加]

h.コンシールド形ドアクローザーを用い、かつ、気密バックキングを用いる場合は、光漏れ防止のため上枠のしゃくり寸法は20mm以上とする。

[付加]

i.フロアヒンジ・ピボットヒンジは、外部の雨掛りの戸には使用しない。

[付加]

j.鋼製建具の開き戸の丁番は、旗丁番・堀込み形とする。

[付加]

k.建具金物を取り付ける箇所は、裏面に補強板を設ける。

[付加]

l.開閉サッシの締付け開閉機構の部材は、ビス・ばね及び高応力部とも、ステンレスとする。

[付加]

m.フロアヒンジは、プレート落し込みとし、床仕上げ同材を張った化粧プレートとする。

[付加]

n.壁面全高に及び大型の点検パネルには、上下を連動(2点締り)させてロックできる装置を設ける。

[付加]

o.水掛り及び外気に面する建具金物は、ステンレスとする。また丁番の切欠き部分は、十分な止水処理を施す。

5,6,4

鍵

[付加]

a.鍵の種類及び材質
※設計図による
・

[付加]

b.引渡本数
※扉ごとに3本1組
・

[付加]

c.マスターキーの製作
※製作する(①新規
・既存に合わせる)
・製作しない

[付加]

d.鍵箱
※製作する(鍵箱は既製品利用も可。鍵ごとに室名又は建具位置を示す札を付け、目録及び縮小版平面図による鍵の種別図を添えて提出する。必要により設備関係・操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。)
・製作しない

[付加]

e.錠の防犯性能
1)錠の防犯性能は、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」第7条に基づく指定建築物錠の防犯性能の表示により、防犯性能あり及び各性能の最高グレードを原則とする。
※適用する(※屋外に面するすべての扉
・設計図による)
・適用しない
2)5,1,7により「防犯建物部品」を適用する場合は、「防犯性の高い建物部品目録」に掲載された製品とする。

[付加]

f.錠の付加仕様
・リバーシブルシリンドー錠
・ディンプルキー
・アンチフリクション機構付

[付加]

g.コンストラクションキー
・採用する
※採用しない

[付加]

h.雨掛りとなる建具・門扉等に用いる電気錠は、防漏型とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。
2)奥行き方向は、戸中心より1,000mm以上とする。

[付加]

e.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。

5,7,3

機構

[付加]

a.戸の開閉方法
※設計図による
・

[付加]

b.センサーの種類
※設計図による
・

[付加]

c.寒冷地での凍結防止措置
※行わない
・行う(※設計図による
・)

[付加]

d.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。
・全面ガラススクリーン方式
戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
常時シリンドー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。
・手すりガード(防護欄)方式
手すり状の防護欄とし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。
戸尻感知センサー
※設置しない
・設置する(・ドア制御
・注意喚起音声)
・その他()

[付加]

e.スライディング自動ドアのパニクオープン(非常時開放)機構は、次による。
※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持
停電時の開放用電源(※内蔵バッテリー
・非常用電源回路)
・

[付加]

f.身障者便所・多目的便所のスライディング自動ドアは、在室検知センサーによる不在時及びタイマー制御による強制開錠機構付とする。

[付加]

g.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻では、角出し曲げを行わない。

[付加]

h.スライディング自動ドアは、指抜き防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30mm以上とする。

7節

自動ドア開閉装置

5,7,2

性能

[付加]

a.スライディングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[付加]

b.スイングドアの自動開閉装置の性能値
・設計図による

[置換]

c.既存ドアの開閉装置を更新する場合は、原則として性能・機構等は、既存の仕様に合わせたものとする。

[付加]

d.安全対策としてのスライディング自動ドア開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。
1)幅方向は自動ドアの有効幅に左右各々(・150 mm
・500mm)を加えた寸法以上とする。
また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め

【付加】	g.昇降式照明・吊ボタン・プロジェクター等、天井・壁に取り付く機器は、次に従う。 1)軽量物で軽量鉄骨下地から支持する場合は、6.6.5 b)による設計用地震力の計算に荷重又は動荷重を見込む。これによらない重量物と可動物は、構造体から直接、専用の金物で脱落しないように支持する。 2)取付け金物は、ロックナット・ダブルナット等を使用して、抜戻り防止を行う。 3)振動・発音・衝撃が生ずる可能性のあるものは、ゴム等による防止対策を行う。 4)天吊の重量可動物の場合は、地震対策としてブレース等で耐震固定を行う。	【付加】	又は同等の耐食性を有するものとする。金属製重量天井又は外部軒天井等の場合は、ステンレスボルトを用い、吊下げ式の場合は、ダブルナット留め等の戻止め対策を施す。なお、戻止めに ダブルナット 工法を採用する場合は、下ナット逆転法（困難な場合は上ナット正転法）により確実な施工を行う。	e.工法 1)野縁の間隔は、300mm以内かつ耐風圧性能を確保できるものとする。 2)風圧力による吊りボルトの座屈止めとして、剛性の大きいアングル・パイプ等の補強材をバランス良く設置する。 3)天井ふところが1.0m以上の場合は、縦横間隔1.8m程度で均等に水平つなぎ材を設ける。	h.ビニル幅木 1)厚さ ※1.5mm以上 ・設計図による 2)高さ ※60mm ・75mm ・設計図による i.ゴム床タイル 1)種類・厚さ等 ※設計図による j.リノリウム床シート・タイル 1)種類・厚さ等 ※設計図による k.接着剤 1)接着剤は、原則として床材製造者の指定による製品とする。 2)ビニル床シート・ビニル床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 3)ゴム床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 4)リノリウム床シート及びその他のシート・タイル状床材（幅木を含む）用の接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	6.1.4 工法		a.既存床、壁及び天井の撤去 ※設計図による b.新設床、壁及び天井の下地 ※設計図による ・既存に倣う c.既存床・壁・天井の穴あけ、開口補強は、設計図による。 【付加】d.建築物の重要諸室天井内での漏水防止のために設ける防水パンの適用範囲・方式・仕様・工事区分等は、次に従う。 イ)防水パン			6.6.4 工法	a.屋内の軽量鉄骨天井下地改修は、次に従う。 ・野縁まで撤去＋開口補強を行う＋吊りボルト既存利用可＋インサート不足分打込み ○野縁、野縁受け撤去＋開口補強、耐震補強を行う＋吊りボルト既存利用可＋インサート不足分打込み ○設計図による b.既存の埋込みインサート ※使用を可とする ・使用しない c.あと施工アンカーの引抜き試験 ※行う(箇所数 ※3箇所) ・行わない d.ダクト等によって吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法は、設計図による。 【付加】e.既存天井の一部を残し、軽量鉄骨下地材を撤去復旧する場合は、既存と新規の軽量鉄骨下地が一体となるよう施工し、耐震性能と仕上り精度を十分に確保する。 f.設備機器類の開口補強の吊りボルトの間隔が、ダクト等によって900mmを超える場合の補強方法は、標仕「14.4.4(b)」に準ずる。 g.下がり壁・折上げ天井等、天井に段違いがある場合は、野縁受と同材又はL-30×30×3(mm)程度以上の部材で、間隔900mm程度に補強用横止め(耐震ブレース)を設けて補強し、下地を一体化する。段違いが300mmを超える場合は、次に従う。 1)段違いが300mmを超え、600mm以下の場合 ・上記による。 ・鉛直面を壁として扱い、設計図による。 ・設計図による。 2)段違いが600mmを超える場合 ※鉛直面を壁として扱い、設計図による。 ・設計図による。 h.天井のふところが1.5m以上の場合は、 [ー38×12×1.2(mm)以上を用いて、吊りボルトφ水平補強材・斜め補強を行うこととし、補強方法は次に従う。なお、天井のふところが3mを超える場合は、設計図による。 1)水平補強は、縦横方向に間隔1.8m程度に配置する。 2)斜め補強は、相対する斜め材を1組とし、縦横方向に間隔3.6m程度に配置する。 【付加】i.一般天井の耐震補強は、次に従う。 1)天井下地には耐震ブレースを設ける。耐震ブレースは、V字型又はX字型を基本として、耐震性能検討書に基づきX・Y方向それぞれバランス良く配置する。 2)間仕切で囲まれた小規模な天井で、壁固定等の代替処置によりブレースを省略する場合は、強度検討書を提出して監理者と協議を行う。 3)耐震ブレースの部材は[ー38×12×1.2(mm)以上とする。 4)耐震ブレースの設置角度は30度以上60度以下を原則とする。 5)耐震ブレースほか耐震性能確保上必要となる部材の固定方法は、耐力が確認された専用金具、ボルト・ナット類、ビス等によるものとし、現場溶接は用いない。 【付加】j.耐震補強の工法は、上記及び設計図によるほか、日本建築学会「非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および設計施工要領」の9章天井による。 【付加】k.軽量鉄骨天井下地の取付けは、設備や壁・梁等周辺部材との間にクリアランスを設けるなど、地震や強風による層間変形時の破壊や異音発生を防止するための対策を施す。	6.6.8 追補 性能確認試験	a.性能確認試験 ※実施しない ・実施する ・耐震試験 ・静的水平方向加力試験 1)試験体に力を均等に伝えるための治具を設置し、油圧ジャッキ等で加力する。 2)試験体寸法()mm×()mm。試験対象()。 3)試験体へは、6.6.5 b)により算出した荷重を、XY両方向それぞれに、両振りにて3往復以上加える。 4)可否判定は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。 ・動的三次元加力試験 1)三軸振動台に試験体を設置し、地震波（応答波）を加える。 2)試験体寸法()mm×()mm。試験対象()。 3)最大加速度を算出するための試験体自重は、6.6.5 b.1)による。 4)地震波は()を用い、最大加速度を()とする。 5)可否判定は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」及び6.6.5 a)による。 ・耐風圧試験 ・静的鉛直方向加力試験 1)試験体に力を均等に伝えるための治具を設置し、油圧ジャッキ等で加力する。 2)試験体寸法()mm×()mm。試験対象()。 3)試験体は各部材の支配重量等に留意し、必要に応じて水平に配置された部材（野縁受け、野縁、クリップ等）と鉛直に配置された部材（吊りボルト等）とを分離して計画する。 4)試験体へは、6.6.6 c.の設計用風圧力に試験体面積をかけて得た荷重を、両振りにて3往復以上加える。 5)可否判定は、6.6.6 b)による。 ・動的耐風圧試験 1)圧力箱に設置した試験体に脈動圧をかける。 2)試験体寸法()mm×()mm。試験対象()。 3)設計用風圧力は、工事概要書2-2 3)による。 4)試験方法は、JIS A1515に準ずる。 5)上記の条件において、損傷がないことを確認する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	【付加】		ロ)防水パンからの排水機構			6.6.3 施工	a.下地 1)モルタル塗り・コンクリート・セルフレベリング材塗り・木造以外の下地の工法 ※設計図による b.ビニル床シート張りほか床シート張り 1)床シートは、継目処理を行う。継目処理は熱溶接工法を原則とする。 2)便所・湯沸室・厨房等水の影響を受けやすい箇所では、端部処理を行う。 3)床シートの継目処理箇所等を記載した割付け図を作成し、監理者の承認を受ける。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	【付加】		ハ)防水パンへの漏水検知器の設置			13節 せつこうボード、その他ボード及び合板張り	6.13.2 材料	a.せつこうボード、その他ボード 1)種類・厚さ・規格等 ※設計図による 2)パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ b.合板張り 1)普通合板 表板の樹種 ※ラワン(素地又は透明塗料塗りの場合) ※なし (不透明塗料塗りの場合) ※設計図による 板面の品質 (広葉樹) ※1等 ・2等 (針葉樹) ※A-B 防虫処理 ※なし ・あり 厚さ ※設計図による 2)天然木化粧合板 化粧板の樹種 ※設計図による 防虫処理 ※なし ・あり 難燃処理 ※なし ・あり 厚さ ※設計図による 3)特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能 ※設計図による 防虫処理 ※なし ・あり 難燃処理 ※なし ・あり 厚さ ※設計図による 4)メラミン化粧合板 化粧合板製パネル等の裏面(見え隠れ面)のバックカー張り ※行う ・行わない 5)合板接着剤のホルムアルデヒドの放散量等 イ.一般 ※F☆☆☆☆ ロ.普通合板及び天然木化粧板 ※非ホルムアルデヒド接着剤 ハ.天然木化粧板 ※非ホルムアルデヒド接着剤 及びホルムアルデヒドを放散しない塗料 ニ.特殊加工化粧板 ※非ホルムアルデヒド接着剤 及びホルムアルデヒドを放散しない材料 c.接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ d.軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シーリング材 ・アクリル系シーリング材 ・ウレタン系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド ※遮音性能に応じた製造者の仕様による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	【付加】		【付加】			【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】	【付加】

第7章 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め				第8章 鉄骨工作				第9章 環境配慮改修工事				第10章 シックハウス対応				追補			
8,7,8 暑中におけるコン クリートの取扱い				a.構造体強度補正係数(S) ※6 N/mm ²				8,14,4 材料準備				8,19,3 既存部分の処理				a.既存構造体コンクリート面の目荒し 1)目荒し範囲 ※新設コンクリートとの打継ぎ面全面及びモルタル又は充填グラウト材との接触面全 面 ・設計図による 2)目荒しの程度 ※平均深さ2～5mm(最大深さ5～7mm)程度の凹凸を、打継ぎ面の30%程度 ・設計図による			
b.練上がり時のコンクリート温度は、荷卸し時に35℃以下とし、できるだけ低く定める。 c.コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、60分以内とする。				8,14,11 溶接部 [(b)付加] の試験				a.完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う b.完全溶込み溶接部の超音波探傷試験の抜取り率 工場溶接部 ※100% ※以上 現場溶接部 ※100% ※以上 1)超音波探傷試験を行った完全溶込み溶接部は、食違い、仕口のずれ、アンダーカット等 の計測を含む外観検査を行う。 2)請負者は、工事現場溶接部の溶接施工前に食違い、仕口のずれを含む外観検査を行う。 c.受入検査は請負者等の発注とし、その費用は請負者等の負担とする。 d.溶接部の試験を行う検査会社は、機器・材料製造者、専門工事業者一覧表から選定し、か つ、請負者との第三者性が確保されていると監理者が承認した検査会社とする。 e.溶接部の試験を行う技能資格者は、C1W(日本溶接協会溶接検査認定委員会)の認定事業所 に所属し、日本鋼構造協会が認定する「建築鉄骨製品検査技術者」と「建築鉄骨超音波探 傷技術者」の資格を有する者とする。				8,19,6 鉄筋の加工及び 組立				a.割裂補強筋 ※設計図による			
8,7,9 型枠工事				a.外部に面するコンクリート打放し仕上げの場合の打増し厚さ ※20mm ・25mm b.内部に面するコンクリート打放し仕上げの場合の打増し厚さは、次による。ただし、監理 者に確認のうえ、化粧仕上のある場合を除く。 ※10mm ・mm c.シアコネクタとセパレーターの兼用 ※兼用しない ・兼用してもよい				8,14,11 溶接部 [(b)付加] の試験				8,19,8 コンクリートの 打込み				a.コンクリートの打込み工法の指定			
9節 高い強度のコンクリートの取扱い				8,9,8 型枠				8,15,2 [(a)置換] a.スタッド溶接を行う技術資格者は、スタッド協会「スタッド溶接技術検定試験」による B級の資格を有する者とする。				8,19,9 既存構造体との 取合い				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
10節 軽量コンクリート				15節 スタッド溶接				8,15,4 [(f)置換] a.スタッド材を梁等に溶接する箇所では、デッキプレートを通して溶接することは原則と して認めないものとし、デッキプレートにスタッドの径に対応した孔をあける。				8,19,10 仕上げ				a.増設壁工事後の仕上げ ※設計図による			
8,10,1 一般事項				a.常時土又は水に直接接する部分 軽量コンクリートを ※用いない ・用いる(8,1,3による) b.凍害の危険性 凍害の危険性がある場合には、断熱材の外側等凍結のおそれのある現場打ち部分には軽 量コンクリートを用いない。				8,16,3 塗料の種別				8,19,11 追補				a.工事に先立ち設計の趣旨及び工事内容を把握し、次に配慮し、改修欄仕[1,2,2]により施 工計画書を作成する。 1)本工事に係る既存構造体の躯体寸法、階高等を実測し反映する。 2)新設部材と既存コンクリートの一体化を図る。 3)仕上材及び構造躯体(コンクリート)等の撤去は最小限の範囲とし、残りの部分に損傷を 与えないようにする。 4)本工事に支障となる設備機器・配管の撤去及び移設は、特記以外のものを含め、支障と なるものがある場合は、監理者と協議する。 5)騒音、振動、粉塵及び汚染の影響を及ぼす範囲をできるだけ小さくし、養生を行う。 6)耐震補強により改修範囲外への漏水、仕上材材のはく離、機器類の脱落等、二次被害の 発生予防を図る。			
8,10,3 品質				a.軽量コンクリートの種別 ・1種 気乾単位容積質量()t/m ³ ・2種 気乾単位容積質量()t/m ³				8,17,2 耐火被覆材の種別 及び性能				8,20,10 施工計画書				a.増設壁工事後の仕上げ ※設計図による			
11節 あと施工アンカー				8,11,1 [(b)付加] a.施工管理技術者は、日本建築あと施工アンカー協会認定の次の有資格者とする。 一般事項 ※あと施工アンカー技術管理士 ・あと施工アンカー主任技士 ・ b.あと施工アンカー作業における技術者は、日本建築あと施工アンカー協会認定の次の有 資格者とする。 ※第1種あと施工アンカー施工士 ・特2種あと施工アンカー施工士 ・第2種あと施工アンカー施工士				8,17,2 耐火被覆材の種別 及び性能				8,21,9 施工計画書				a.増設壁工事後の仕上げ ※設計図による			
8,11,2 穿孔				a.埋込み配管等の探査の範囲及び方法 ※1,8,1による				8,17,2 耐火被覆材の種別 及び性能				8,21,9 施工計画書				a.増設壁工事後の仕上げ ※設計図による			
8,11,5 施工確認試験				a.あと施工アンカーの施工後の確認試験 ※実施する ・実施しない 1)確認試験方法及び試験数 ※改修欄仕[8,11,5]による 2)確認強度 ※アンカーの鋼材による引張荷重とコンクリート破壊による引張荷重(埋込み及びへ りあきの影響を受ける場合は低減した荷重)の小さい方の荷重の2/3とする。接着系 の場合は、付着破壊の荷重も考慮する。 ・				8,17,2 耐火被覆材の種別 及び性能				8,21,9 施工計画書				a.増設壁工事後の仕上げ ※設計図による			
12節 鉄骨工作				8,12,2 付加 製作精度				8,17,4 付加 耐火材吹付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.鉄骨の製作精度 ※JASS 6 [付則6](鉄骨精度検査基準)及び平12建告第1464号による ・ b.製品検査 1)製品は、鉄骨製作工場による社内検査及び請負者による中間検査・受入検査を行う。 製品検査は、JASS 6 [9節](製品検査・発送)により行う。 2)中間検査における検査項目・方法・数量・合否基準・実施時期等は、監理者との協議 により決定する。 3)部材精度の受入検査方法は、日本建築学会「鉄骨精度測定指針」[5章](部材精度の受入 検査方法)による次の検査とする。 ※書類検査1と対物検査2 ※書類検査1と対物検査1 4)溶接部の受入検査方法は、8,14,11による。 5)突合せ継手の食違い及び仕口部のずれの測定要領は、建築研究所監修「突合せ継手の食 違い、仕口部のずれの検査補強マニュアル」による。また、許容差を超えた製品の扱い は、監理者との協議による。 c.既設コンクリートへ打ち込まれたあと施工アンカーへ直接接合される鉄骨の接合ボルト及 び孔位置は、現地採寸により決定する。				8,17,4 付加 耐火材吹付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,12,9 仮組				a.仮組 ※行わない ・行う (仮組の範囲：) (仮組の時期：)				8,17,5 付加 耐火材張り				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
13節 高力ボルト接合				8,13,1 置換 適用範囲				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
8,13,2 [(a)置換] 摩擦面の性能及び 処理				a.トルシア形高力ボルト及びJIS形高力ボルトの摩擦面は、すべり係数値が0.45以上確保で きるよう、ミルスケールをディスクグラインダー掛け、ショットブラスト又はグリッドブ ラスト等により、摩擦面全面を除去したのち、一様に錆を発生させたものとする。 b.溶融亜鉛めっき高力ボルトの摩擦面の処理 ※ブラスト処理 c.すべり係数試験 トルシア形高力ボルト ※行わない ・行う(判定基準：μ=0.45以上) JIS形高力ボルト ※行わない ・行う(判定基準：μ=0.45以上) トルシア形超高力ボルト ※行う(判定基準：μ=0.45以上) ・行わない 溶融亜鉛めっき高力ボルト ※行わない ・行う(判定基準：μ=0.40以上) d.試験方法、試験片の摩擦面の状態 ※日本建築学会「高力ボルト接合設計施工ガイドブック」による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
14節 溶接接合				8,14,3 技能資格者				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法			
a.技量付加試験 ※行わない ・行う()				8,17,6 付加 耐火材巻付け				9,1,1 一般事項				a.既存構造体と増設壁との取合いの処理方法							
8,13,7 締付け				a.ボルトの長さがねじの呼び径の5倍を超える場合の回転量 ※8,2,12 c 号の結果による															